

社会福祉法人徳昇福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳昇福社会(以下、「法人」という。)の理事、監事及び評議員(以下、「役員等」という。)の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事が法人の運営管理のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。ただし、理事が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、1月あたり300,000円を報酬の限度とする。

3 監事が行う監査については、これを無報酬とする。

4 役員等の出退勤の確認は、就業規則第12条のタイムカードまたは出勤簿の記録によるものとする。

5 役員等が理事会、評議員会へ出席した場合は、当規程に定める報酬は支給しない。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

(改正)

第4条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人徳昇福社会理事会の議決及び評議員会の審議を経るものとする。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。